

## 東京都建築安全条例の運用について

### 「技術的助言」説明会のご案内

東京都建築安全条例の取扱いについては、近年、複雑・高度な建築計画に対し、判断・運用に疑義を生じている向きがあることから、平成24年6月1日に、その取扱いを技術的助言として取りまとめ、お知らせしたところです。

都としては、この技術的助言をご理解の上、運用をお願いしたいと思っております。については、説明会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 日時：平成24年6月20日（水）午前10時30分～11時30分

2 会場：東京都庁第一本庁舎5階 大会議場

3 内容：

- ①挨拶
- ②東京都建築安全条例についての技術的助言の説明
- ③建築士事務所の業務報告書の提出及び建築士定期講習について

※ なお当日は、質疑応答は予定しておりません。今回の技術的助言の内容についての質問については、用紙に記入・提出いただき、似通った質問等を整理した上で、後日Q&Aの形で回答させていただく予定です。

4 参加募集対象：どなたでも参加できます。

（内容的には、設計者、特定行政庁、指定確認検査機関の方向けとなります。）

5 参加申込方法

- 必要事項を記載の上、ファックスかメールでお申込みください（様式不問）。
- お申込みは6月18日（月）までにお願いします。
- 送信の際には、番号等お間違いないようご注意ください。
- 特に返信等はいたしませんので直接会場においでください。

●ファックス送信先：03-5388-1356

●メール用アドレス：S0000168@section.metro.tokyo.jp

●記載必要事項

件名：6月20日の説明会への申込み
氏名：他名
住所：
連絡先：電話 アドレス
職業：設計者・特定行政庁・指定確認検査機関・その他 の別

↑上欄に記入し、この用紙をそのままファックスしても構いません。

会場：第一本庁舎5階 大会議場

問合先：

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課

建築係または市街地係

電話：5388-3342、5388-3343

